

議案第 3 1 号

山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止する条例

山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 5 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例に基づく特別会計（以下「旧特別会計」という。）に係る令和 2 年度分の収入、支出及び決算に関しては、同条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 旧特別会計に係る令和 2 年度の出納の完結の際、現に未収又は未払いである債権債務については、そのときにおいて一般会計が承継する。